

# 学校法人宮崎学園ハラスメント等の防止・対策に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人宮崎学園（以下「学園」という。）におけるハラスメント等を防止するとともに、ハラスメント等に係る苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）の体制を整備することにより、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合に適切に対応し、健全な学習、教育・研究及び職場環境を確立することを目的とする。

## (法令との関係)

第2条 この規程に定めのない事項については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、その他の関係法令等の定めるところによる。

## (適用範囲)

第3条 この規程は、次に掲げる者に適用する。

- (1) 学園に勤務する役員及び教職員（非常勤の者を含む。）
- (2) 学園の各学校に在籍する全ての学生・生徒・園児（以下「学生等」という。）
- (3) 学生等の保護者、関係業者、その他学園と職務上又は教育・研究上等の関係を有する者

## (定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント等  
セクシュアル・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びその他の人権侵害をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント  
他の者を不快にさせる性的な言動をいう。
- (3) ジェンダー・ハラスメント

男女の役割分業意識に基づく不快な言動をいう。

- (4) アカデミック・ハラスメント  
職階上の嫌がらせ、研究妨害、昇任の差別等のほか、学生等の人権を侵害するようないじめ、差別、体罰等をいう。
- (5) パワー・ハラスメント  
役職者が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う不適切な言動をいう。
- (6) マタニティ・ハラスメント  
妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得などを理由として、上司・同僚等からの否定的な言動をいう。
- (7) ハラスメント等に起因する問題  
ハラスメント等のため学業や職務遂行に関連して、一定の不利益・損害を被ること及び就学、職務、教育・研究、課外活動等の遂行を妨げる等の環境を悪化させることをいう。
- (8) その他の人権侵害  
性、人種、国籍、年齢、障害の有無等に基づく差別的な言動及び取り扱い等あらゆる偏見やいじめ等による人権侵害をいう。
- (9) 相談者  
相談員にハラスメント等に関する苦情相談をする者をいう。
- (10) 申立者  
ハラスメント等により被害を受けた旨を申し立てる者（学生等の場合にはその保護者を含む。）又はハラスメント等の事実を知った者で学園による対処・措置等を申し立てる者をいう。
  - (11) 被申立者  
ハラスメント等を行った旨を申し立てられた者をいう。
  - (12) 当事者  
申立者及び被申立者をいう。

### (理事長及び所属長の責務)

第5条 理事長は、ハラスメント等の防止及び対策に関して総括する。

- 2 理事長及び所属長は、教職員及び学生等にこの規程及びハラスメント等防止・対策ガイドラインの周知徹底を図り、ハラスメント等を防止しなければならない。
- 3 理事長及び所属長は、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

### (ハラスメント等の防止・対策及び苦情相談体制)

第6条 ハラスメント等の防止・対策及び苦情相談等に適切な対応を行うため、ハラスメント等防止・対策委員会（以下「防止・対策委員会」という。）、ハラスメント等相談員（以下「相談員」という。）、ハラスメント等調査委員会（以下「調査委員会」という。）及びハラスメント等調停委員会（以下「調停委員会」という。）を置く。

- 2 防止・対策委員会委員、相談員、調査委員会委員は、それぞれ兼務してはならない。
- 3 防止・対策委員会委員、相談員、調査委員会委員で当事者となった者は、当該申立に係る任務にあたってはならない。

### (防止・対策委員会)

第7条 ハラスメントの防止及びその対策等について必要な措置を講じるため、学園に防止・対策委員会を置く。

- 2 防止・対策委員会は、次の委員をもって構成する。この場合において、原則として男女いずれか一方の委員の数が委員総数の3分の1を下回ってはならない。
  - (1) 理事長が指名する常勤の理事 1人
  - (2) 法人本部事務局長
  - (3) 大学長が推薦する教育職員・事務職員 各1人
  - (4) 短期大学長が推薦する教育職員・事務職員 各1人

(5) 中学校・高等学校長が推薦する教育職員・事務職員 各1人

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 防止・対策委員会の委員長（以下「委員長」という。）は法人本部事務局長とし、防止・対策委員会を招集し、議長となる。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 7 防止・対策委員会は、委員の3分の2が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 8 防止・対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 9 防止・対策委員会は、必要に応じて学外専門家の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (防止・対策委員会の任務)

第8条 防止・対策委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) ハラスメント等の防止・対策及び啓発活動の企画等に関すること。
  - (2) ハラスメント等に係る改善策の提言に関すること。
  - (3) ハラスメント等に起因する問題解決のための緊急措置等に関すること。
  - (4) 調査委員会及び調停委員会の設置の要請に関すること。
  - (5) 第17条第2項に定める調査委員会の報告を受けて、ハラスメント等に該当するか否かを決定すること。なお、調査不足であると認めるときは、調査委員会に再度調査を求めることができる。
  - (6) 学園のハラスメント等に関する概要のまとめ、公表に関すること。
  - (7) その他、ハラスメント等の防止及び対策に関すること。
- 2 防止・対策委員会は、ハラスメント等の申立

て内容について審議し、ハラスメント等に該当しないとするとときは、その申立てを却下することができる。

#### (相談窓口)

第9条 ハラスメントの相談を受け付けるため、次に掲げる窓口を設置する。

- (1) 学園の教職員等（委託業者・派遣社員等、学園の業務遂行に関係する者を含む。）の相談窓口は、法人本部総務部総務課とする。
- (2) 大学の学生の相談窓口は、学生部とする。
- (3) 短期大学の学生の相談窓口は、学生部とする。
- (4) 中学校・高等学校の生徒の相談窓口は、生徒指導部とする。
- (5) 認定こども園の園児に係る保護者の相談窓口は、主任保育教諭とする。

2 ハラスメントの相談を受け付けた窓口の担当者は、直ちに次条に定める相談員に連絡をとるものとする。

#### (相談員)

第10条 ハラスメント等に係る苦情相談に対応するため、各学校等ごとに複数の相談員を置く。

- 2 相談員は、防止・対策委員会の推薦により、理事長が任命する。
- 3 相談員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 相談員が欠けた場合の補欠相談員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、電子メールアドレス等を各学校等の所定の場所に掲示するものとする。

#### (苦情相談への対応)

第11条 相談員への苦情相談は、ハラスメント等による被害を受けた本人からのものに限らず、次の相談等も含まれる。

- (1) 他の者がハラスメント等を受けているのを

見て不快に感じた教職員、学生等及び関係者からの苦情の申出

(2) 他の者からハラスメント等を行っている旨の指摘を受けた教職員、学生等及び関係者からの相談

(3) 他の者からハラスメント等に関する相談を受けた者、学生等及び関係者からの相談

2 相談員は、前項各号に規定する苦情相談等の対応の際、ハラスメント等の被害を受けた本人から同様の相談等を受けたときは、前項各号の相談等をした者の同意を得た上で、本人からの相談に限り対応を行うものとする。

#### (相談員の責務)

第12条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。

2 相談員は、苦情相談に当たっては、複数の相談員で対応するとともに、苦情相談者と同性の相談員が同席するよう努めなければならない。

3 相談員は、苦情相談があった事実及び当事者の意向等について記録を残し、適宜、苦情相談の概要を防止・対策委員会委員長に報告しなければならない。

4 相談員は、事態が重大で制裁及び改善措置が必要であると認めた場合には、直ちにその旨を防止・対策委員会に報告しなければならない。

#### (調査委員会の設置)

第13条 防止・対策委員会委員長は、次のいずれかに該当する場合に、防止・対策委員会においてハラスメント等の事実関係の調査が必要であると認めるときは、調査委員会を設置するように所属長に要請するものとする。

(1) 相談員から前条第4項に基づく報告があったとき。

(2) 当事者双方又は当事者の一方から各学校に対して何らかの措置をとるよう申立てがあっ

たとき。

- 2 所属長は、前項の要請に基づき、調査委員会を設置する。

#### (調査委員会の構成)

第14条 調査委員会は、各学校ごとに次の委員をもって組織する。ただし、防止・対策委員会委員及び相談員を兼務させてはならない。

- (1) 教育職員 2人
- (2) 事務職員 2人(認定こども園は1人)
- (3) その他所属長が必要と認めた者 若干名

- 2 委員は所属長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の任務が終了するまでとする。

#### (調査委員会の委員長及び会議)

第15条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代行する。
- 3 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 4 調査委員会は、委員の3分の2の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長が必要と認めたときは、調査委員会の承認を得て、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 調査委員会は、当事者が希望する場合、付添人(外部者も可)1人の同席を認めることができる。ただし、付添人は、当事者に助言を行うことはできないが、原則として発言は認められない。

#### (調査委員会の責務)

第16条 調査委員会は、当事者及び関係者等から事情を聴取するなどして、次の各号に定める事項を明らかにするものとする。

- (1) 申立事実の有無の認定

(2) 認定した事実がハラスメント等に該当するか否か。

- 2 調査委員会は、ハラスメント等の事実関係を2か月以内に明らかにするものとする。ただし、やむを得ない事由があつて調査が完了しない場合は、相当期間延長することができる。
- 3 調査に当たっては、苦情申立者の抑圧や被害の採み消しになるような言動を行ってはならない。
- 4 調査委員会において、加害の申立てを受けた側から「同意があつた」旨の抗弁があつたときは、その有無についての説明責任を苦情申立者に負わせてはならない。

#### (調査の終了)

第17条 調査は、次のいずれかに該当する場合に終了する。

- (1) 調査委員会の調査が完了したとき。
- (2) 当事者双方又は苦情申立者が、調査の途中で打ち切りを申し出たとき。
- (3) 調査委員会が、2か月を超え相当期間の延長をしても完了の見込みがないとき。

- 2 調査委員会は、調査が終了したときは、直ちに防止・対策委員会委員長に調査の経過及びその結果を文書で報告するものとし、防止・対策委員会に出席を求められたときは、出席の上、口頭で報告するものとする。
- 3 調査委員会は、報告に際し、ハラスメント等に該当する、又はそのおそれが濃厚だとする場合で、当事者双方の話し合いによる解決(以下「調停」という。)が必要であると思料するときは、その旨についても報告するものとする。
- 4 防止・対策委員会委員長は、防止・対策委員会の議を経て、前2項の調査の経過及びその結果を理事長に報告する。
- 5 理事長は、当該報告内容等を常勤理事会議に報告し、必要な措置を講じるものとする。

#### (調停委員会の設置等)

第18条 防止・対策委員会委員長は、前条第3

項の規定により調査委員会から、調停が必要であるとの報告があったときは、防止・対策委員会の議を経て防止・対策委員会委員又は調査委員会委員の中から3人の者を選出し、調停委員会を設置するように理事長に要請する。

- 2 理事長は、前項の要請に基づき防止・対策委員会が選出した3人に調停委員を委嘱し、調停委員会を設置する。
- 3 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、調停委員会の責任者となって調停の進行を統括する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

#### (調停の手続)

第19条 調停委員会の調停は、次の手続きにより行う。

- (1) 調停委員会は、調停の日時及び場所を決め、当事者双方に通知する。
- (2) 当事者は、調停委員会から出席要請のあった場合は出席しなければならない。

#### (調停委員会の責務)

第20条 調停委員会は、当事者がハラスメント等についての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話し合いが速やかにかつ円滑に進むように努め、何らかの解決策を当事者に押し付けてはならない。

- 2 調停に当たっては、申立者の抑圧や被害の揉み消しになるような対応を行ってはならない。
- 3 調停委員会において、被申立者側から「同意があった」旨の抗弁があったときは、その有無についての証明責任を申立者に負わせてはならない。

#### (調停の終了)

第21条 調停は、次のいずれかに該当する場合に終了するものとする。

- (1) 当事者間で書面による合意が成立したとき。
- (2) 当事者双方又は当事者の一方が、調停の途中で調停の打ち切りを申し出たとき。

(3) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。

- 2 調停委員会は、調停が終了したときは、直ちに理事長及び防止・対策委員会委員長に調停の経過及びその結果を文書で報告しなければならない。
- 3 調停委員会は、調停結果に基づき、被害の救済並びに環境改善のために取るべき措置について検討し、防止・対策委員会委員長に提言することができる。
- 4 防止・対策委員会委員長は、調停委員会の提言を受けたときは、防止・対策委員会の議を経て、その結果を文書で理事長に報告する。
- 5 理事長は、前項の報告を受けたときは、申立者の不利益の回復、環境の改善及び被申立者に対する必要な措置を講じるものとする。

#### (プライバシーの保護等)

第22条 防止・対策委員会委員、調査委員会委員、調停委員会委員及び相談員は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守しなければならない。理事長及びその他職務上情報を知り得た者についても同様とし、また当該職務の任期終了後も秘密保持義務を有するものとする。

#### (不利益取扱の禁止)

第23条 理事長、所属長及びその他の教職員は、ハラスメント等に対する苦情相談、当該苦情相談に係る調査への協力その他ハラスメント等に関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

#### (懲戒処分等)

第24条 ハラスメント等の加害者と認定された

者は、その加害程度に応じて、教職員の場合は就業規則、学生等の場合には学則等の定めるところにより、懲戒処分、訓告又は嚴重注意に課すものとする。

#### (虚偽の苦情申し立て等への対処)

第25条 虚偽の申し立て等により、ハラスメント等を加えたとされた者の名誉が著しく傷つけられたと判明した場合には、理事長は、然るべき手段によって、その者の名誉を回復しなければならない。

#### (再発防止の取組み)

第26条 防止・対策委員会は、ハラスメント行為が認定された事案について、再発防止策を検討する。

#### (事務の所掌)

第27条 防止・対策委員会、調査委員会及び調停委員会に関する事務は、法人本部総務部総務課において処理する。

#### (改廃)

第28条 この規程の改廃は、防止・対策委員会の意見を聴いて理事会が行う。

#### 附則

- 1 この規程は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 次の規程は廃止する。

宮崎学園短期大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程  
(平成11年4月1日制定)

宮崎学園中学校・高等学校セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程  
(平成17年4月1日制定)

宮崎学園短期大学附属みどり幼稚園セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程  
(平成19年4月1日制定)

宮崎学園短期大学附属清武みどり幼稚園セ

クシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成19年4月1日制定)

宮崎学園図書館セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成19年4月1日制定)

学校法人宮崎学園法人本部セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(平成19年4月1日制定)

#### 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。